

我が国製造業における
技術流出問題に関する実態調査

平成18年12月

経 済 産 業 省

目 次

調査概要	1
結果分析	2
まとめ	11
(参考1) 単純集計表	13
(参考2) 調査票	19
(参考3) 単純集計表(中小企業向け)	28
(参考4) 調査票(中小企業向け)	32

- 調査概要 -

趣旨：各企業における、重要技術の特定の手法を含めて、技術・ノウハウの管理の実態を調査するとともに、海外への技術流出に対する行政としての基本的な考え方の整理。

問題意識：近年、我が国製造産業においても、IT化、サプライチェーンのグローバル化、取引関係の（ケイレッツから）メッシュ化、人材の流動化等により、技術・ノウハウを巡るトラブル増加の兆しが見受けられる。特に、韓国、中国を中心とした東アジア諸国では、知財管理制度の不備や雇用制度の違いにより、企業の競争力の核となるコア技術の流出が多く発生していると言われている。また、今後中期的には我が国製造業に対するM&A圧力が高まる可能性が高く、典型的な技術流出に加えて、企業買収を通じた技術流出の懸念も高まりつつある。こうした中で我が国においても、各企業における技術・ノウハウの適正管理の取組みが求められるほか、海外への技術流出に対して官民の役割分担を踏まえ、必要な対策を講じることが求められている。

調査時期：平成18年8月～10月

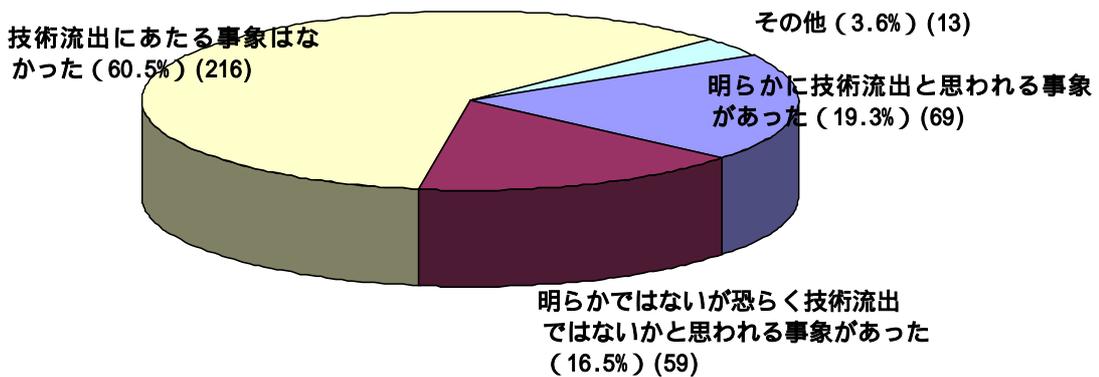
対象企業：製造業関係企業625社にアンケートを依頼。

- ・回収企業数 357件
- ・回収率 57.1%

流出実態

貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。

・ 35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

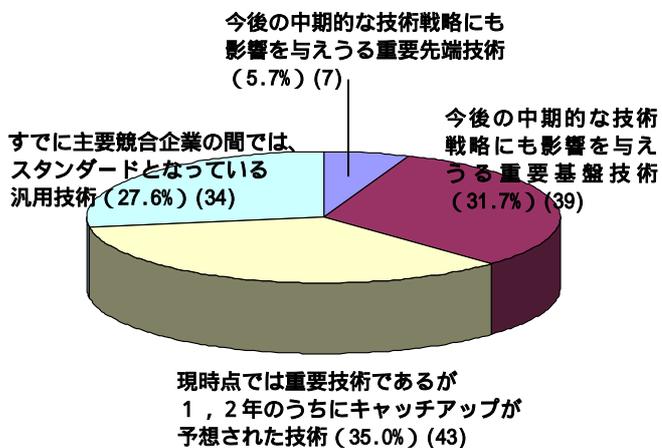


流出した技術について

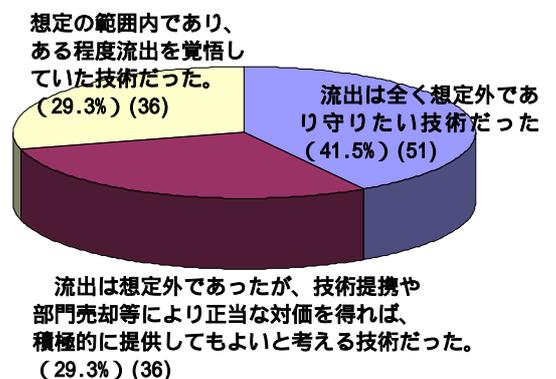
流出した技術はどのような技術か、また技術流出について、想定していましたか。

・ 重要先端技術が流出したと回答した企業は37%も存在。
 ・ 流出については、想定外であったと回答した企業が7割以上。

流出した技術



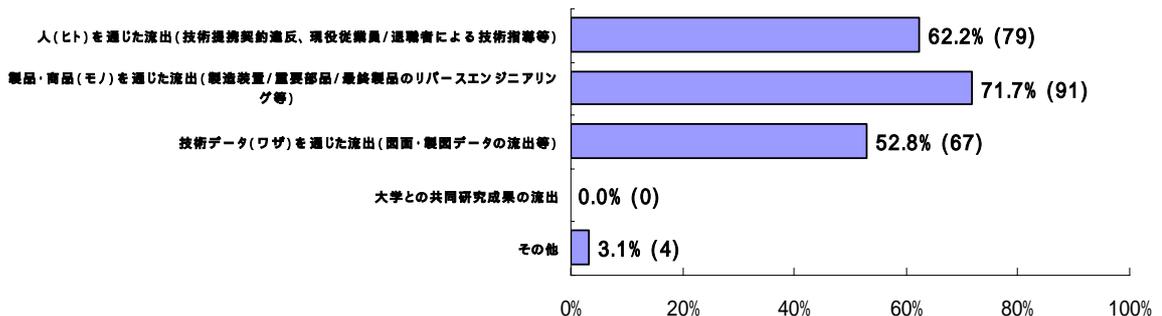
想定



流出ルート

貴社において、発生した自社技術の流出は、どのようなパターンで発生しましたか（発生したと考えられますか）。

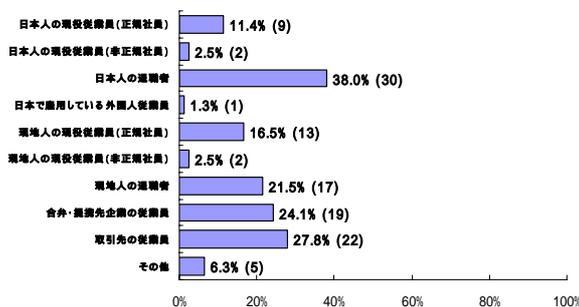
・モノ、ヒト、技術データを通じた流出の順に満遍なく発生。



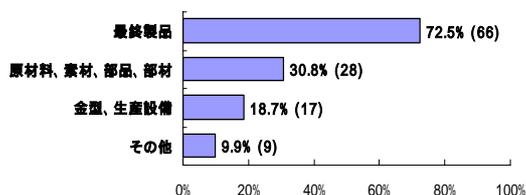
具体的には、どのようなヒト、どのようなモノ、どのような経路を通じて技術流出しましたか（したと考えられますか）。

- ・ヒトは退職者のケースが60%、合併・提携先、取引先企業の従業員のケースも45%存在。
- ・モノは最終製品を通じての流出が73%と圧倒的に多い。
- ・技術データについては取引先企業からの流出が47%も起こっており、自社から流出するケースも41%存在。

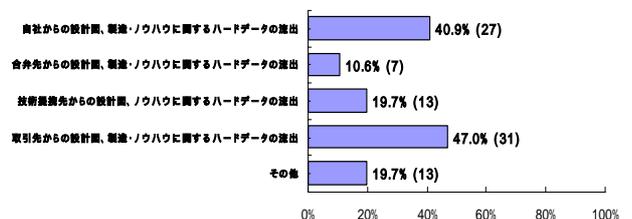
ヒトを介した流出



モノを介した流出



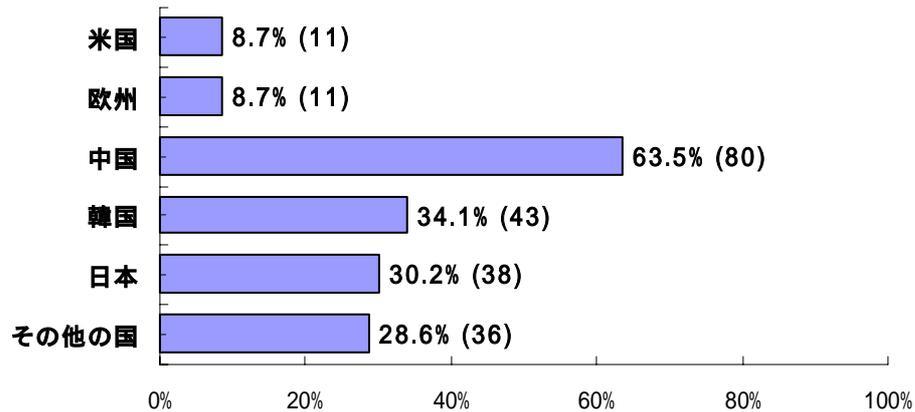
ワザ(技術)を介した流出



流出先

どこで(又はどこへ)技術流出が発生しましたか(発生したと考えられますか)。

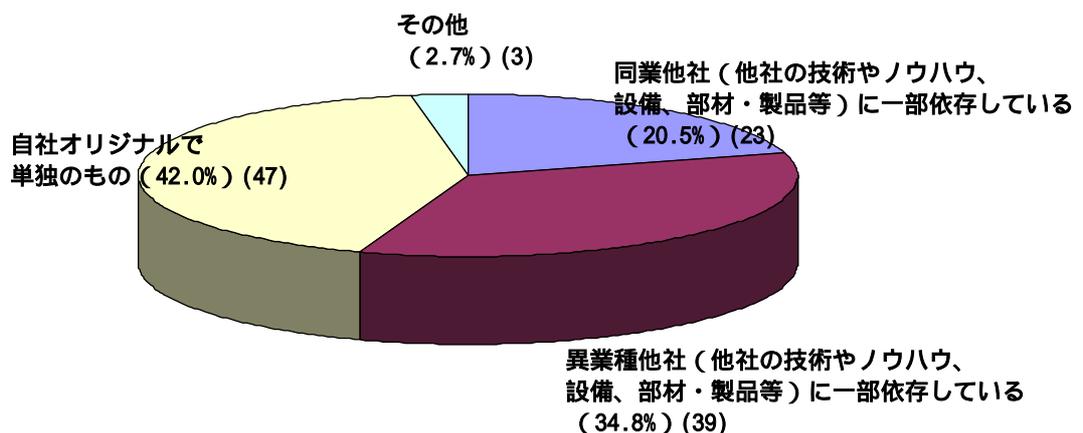
・流出先としては、中国が6割以上。次いで韓国、日本の国内他企業も3割存在。



競争力の源泉について

競争力の源泉は、他社(取引先、部品メーカー、設備メーカー)にも一部依存したものと考えますか。

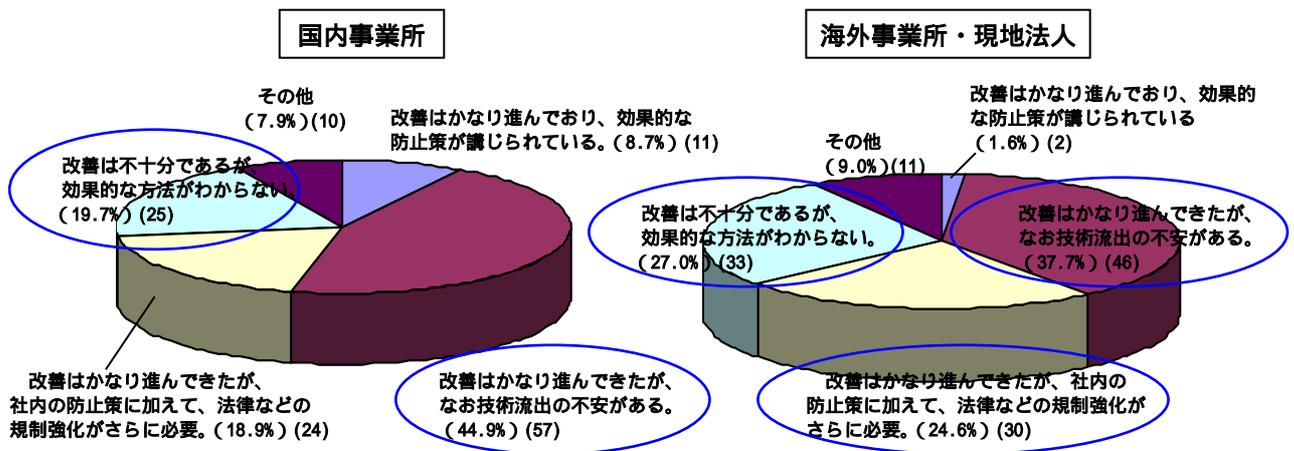
- ・自社の競争力の源泉について、他社の技術やノウハウ、設備、部材・製品等に依存している企業が半数以上にのぼる。
- ・日本の産業界の競争力を維持するには、業界全体としての取組、業界を超えた取組が必要。



再発防止策について

技術流出に対して国内事業所、海外事業所、現地法人における再発防止策は十分ですか。

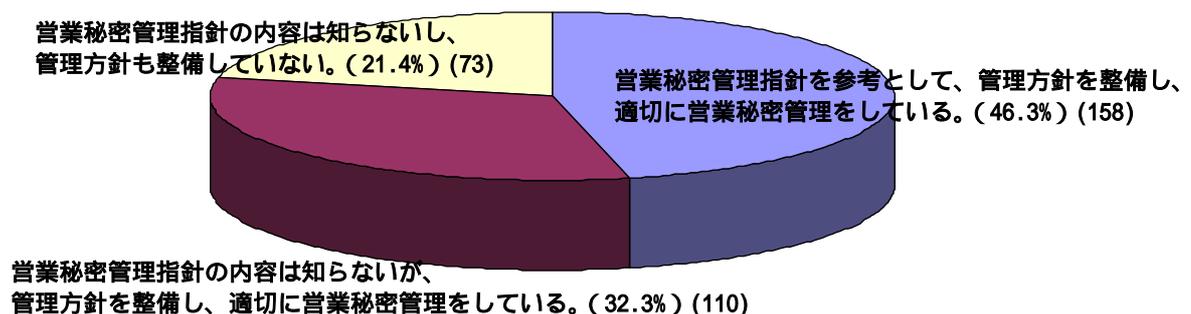
- ・国内外事業所ともに、再発防止策は半数以上の企業で進んでいる一方、4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。
- ・また、効果的な方法が分からないという企業も2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を2割の企業が主張している。



営業秘密の管理について

貴社において、経済産業省が示した営業秘密管理指針の内容を参考として、営業秘密管理上の不正を防ぐための管理方針等(基本方針、基準、規程等)を整備し、またそれを具体化するための手続きが確立されていますか。

- ・適切に営業秘密を管理している企業は約8割となっており、営業秘密管理についてはある程度浸透していると思われる。



不競法における営業秘密の保護について

企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等の営業秘密について、不正競争防止法により保護され、侵害行為に対して民事的措置や刑事罰があることをご存じですか。

また、企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等について、不正競争防止法により保護されるためには、次の「3つの要件」全てが必要であることをご存じですか。

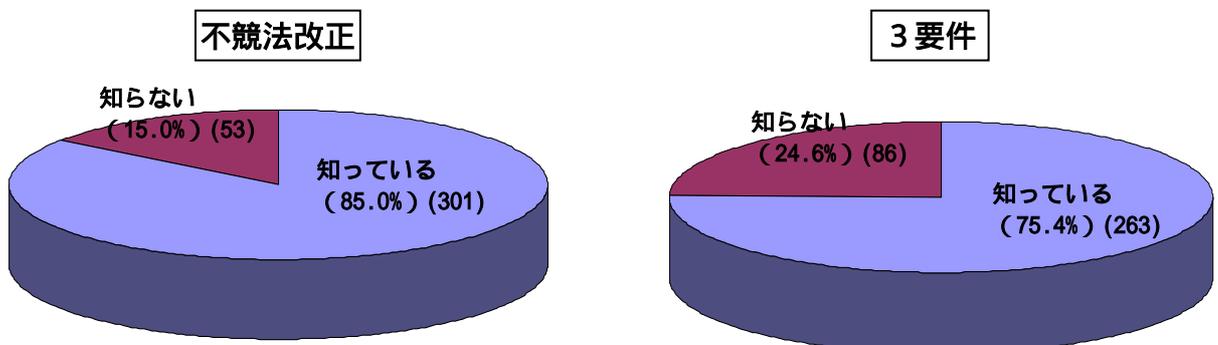
[営業秘密の3要件]

(秘密管理性) 秘密として管理されていること

(有用性) 事業目的に有用な技術上又は営業上の情報であること

(非公知性) 公然と知られていないこと

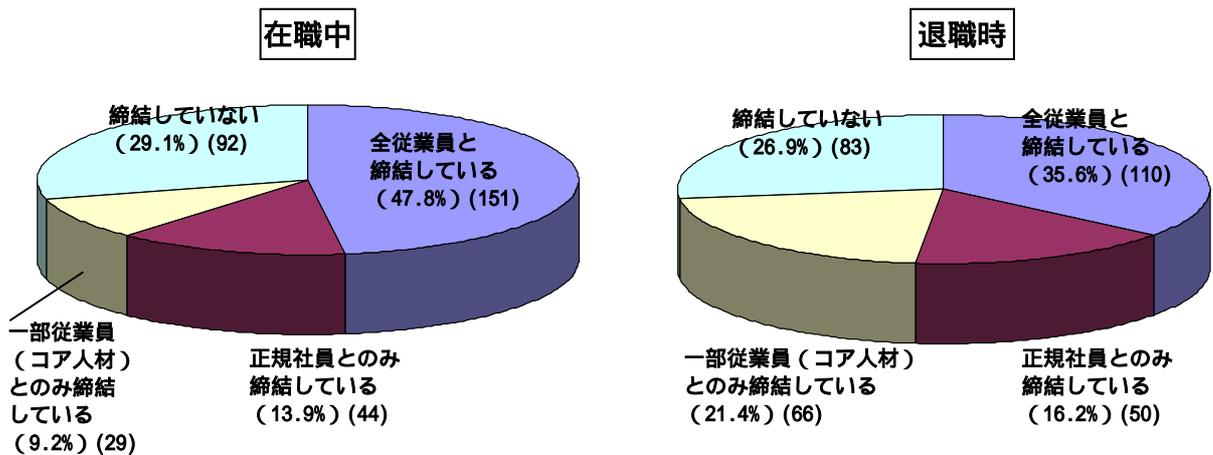
- ・ 不競法の改正自体については85%、更に3要件については、75%の企業が知っており広く浸透している。



不競法における営業秘密の保護について

貴社において、秘密保持契約（誓約書の提出も含む）を締結していますか。
（在職中及び退職時それぞれ）。

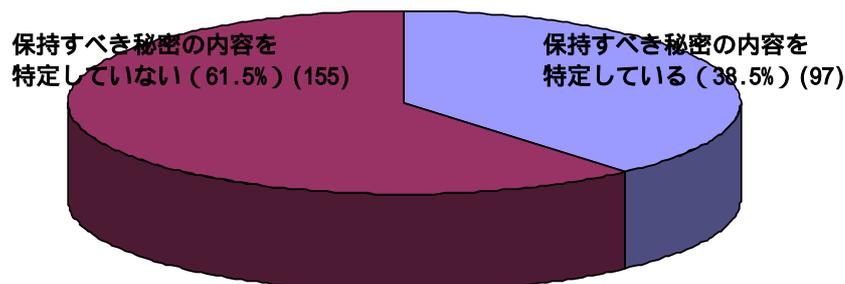
- ・ 在職中、退職時とも、一部の社員のみとの契約も含めると、約7割の企業が契約を締結。
- ・ 秘密保持契約をしっかりと結んでいるのに、技術流出が起きていると言える。



秘密保持契約の内容

秘密保持契約を締結されている場合、貴社において、秘密保持に係る契約はどのような内容ですか。

- ・ 秘密保持契約をしっかりと結んでいるのに、技術流出が起きている原因は半数の企業が、契約中で保持すべき秘密の内容を特定していないこと。

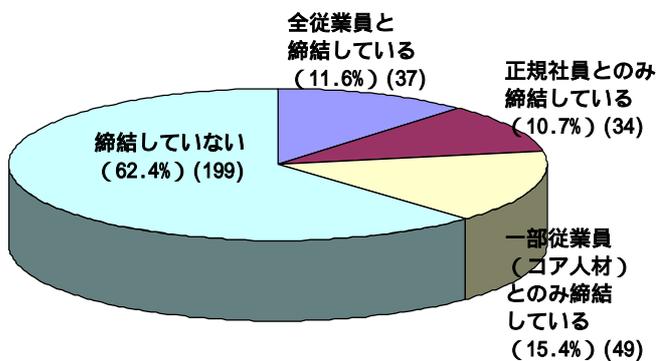


競業禁止契約

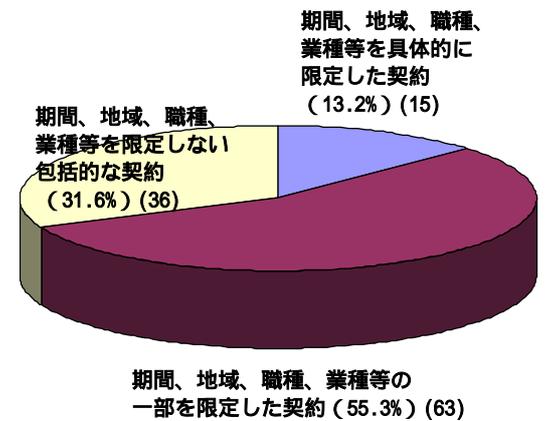
貴社において、退職者に対して競業禁止契約を締結していますか。
その場合、競業禁止契約はどのような内容ですか。

- ・ 秘密保持契約はしっかり結んでいる一方退職時の競業禁止契約についても約4割の企業が締結していない。

競業禁止契約



内容



他社との技術提携

貴社の競争力の源泉となるコア技術の他社への提供について。

- ・ コア技術の他社への提供については、提供しない企業が18%で、提供する場合には対策を講じている企業が79%。
- ・ 技術流出が生じるのは、契約が守られていない、契約に不備があることが原因と考えられる。

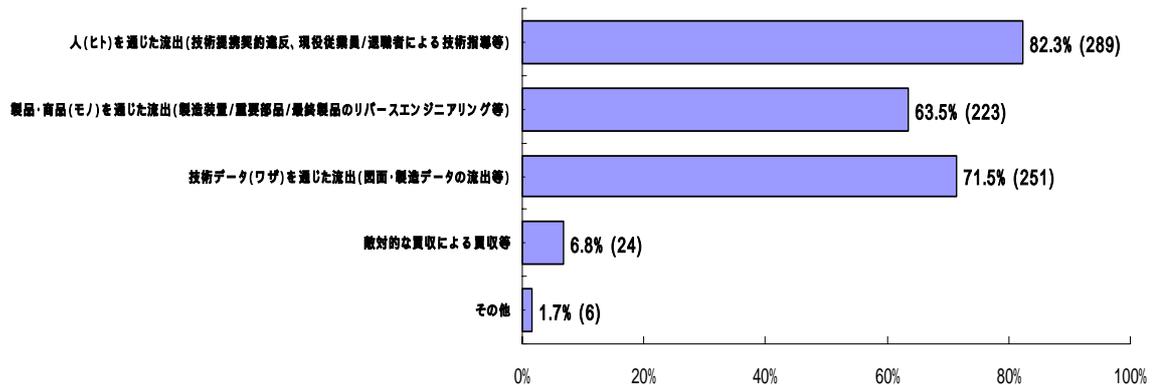
他社へは提供しない (18.1%) (58)	その他 (2.8%) (9)	他社へ提供する場合は、 コア技術をブラックボックス化 (7.5%) (24)
---------------------------	-------------------	--

他社へ提供する場合は、秘密保持契約を締結
(7.5%) (24)

企業が感じている技術流出のリスク

貴社の競争力の源泉の外部への流出に関して主にどのようなリスクを感じていますか。

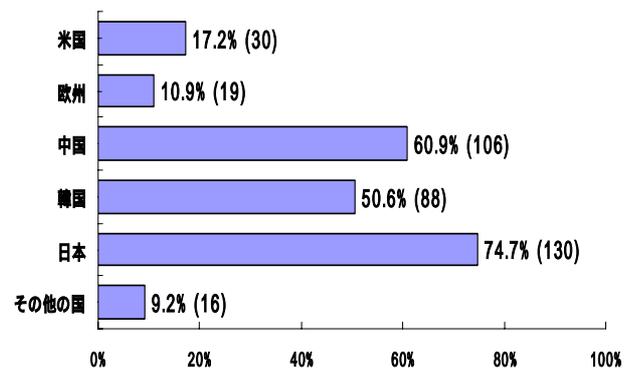
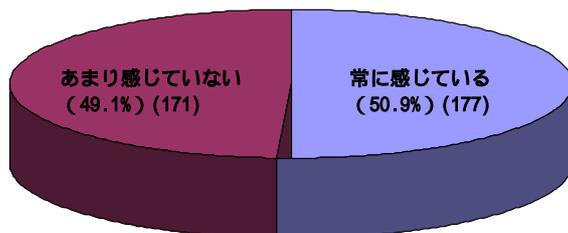
- ・ ヒト、モノ、ワザ、全てにおいて、技術流出のリスクがあると感じている。
- ・ 買収については日本企業においても既に約7%の企業がリスクを感じている。



人材流出について

コア人材の引き抜きに脅威を感じていますか、また、どこの国・地域からの引き抜きの脅威を感じますか。

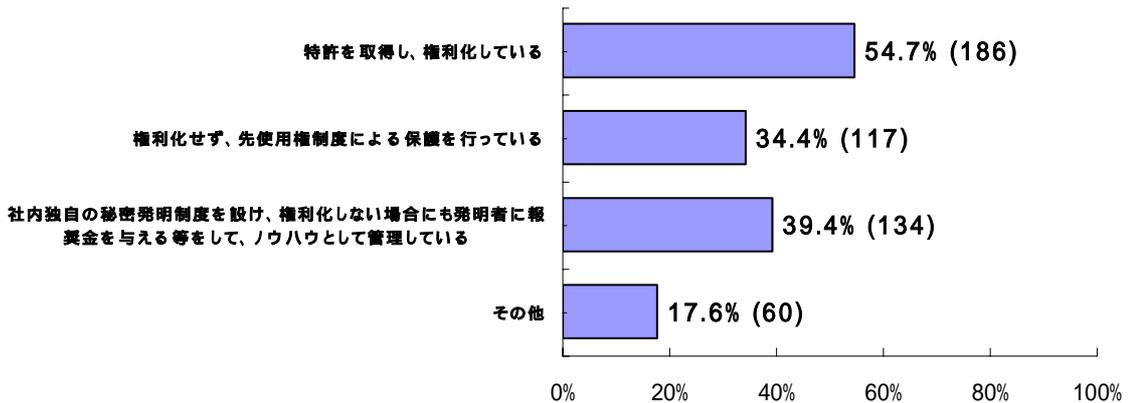
- ・ コア人材の引き抜きに半数の企業が脅威を感じている。
- ・ 国内の他企業への流出の懸念と並んで中国、韓国について、高い脅威を感じている。



ノウハウの管理方法

工場のレイアウト・トラブルシューティング、反応条件等のノウハウの管理について、どのような対策を講じていますか。

- ・ 特許を取得し権利化、先使用権制度による保護、社内独自の秘密発明制度を設ける等、各社各様の管理方法を採用している。



企業買収について

他社が海外企業に買収されたこと等により、貴社の業界全体で考えたとき技術流出が懸念される事象が発生したことはありますか。

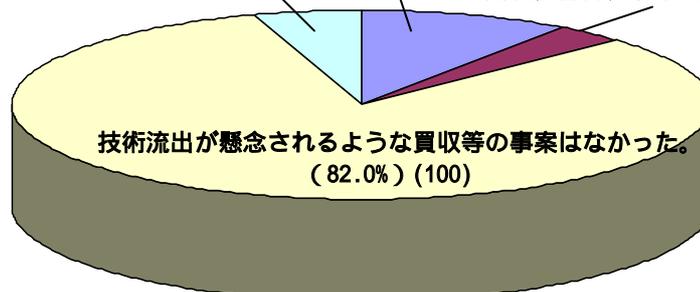
- ・ 既に日本企業の1割以上の企業において、重要技術を有する他企業の買収事例が発生している。

中長期的な技術経営戦略にも影響を与える重要機微技術を有する同業他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。(9.8%) (12)

中長期的な技術経営戦略にも影響を与える重要機微技術を有する異業種他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。(3.3%) (4)

その他 (4.9%) (6)

技術流出が懸念されるような買収等の事象はなかった。(82.0%) (100)



まとめ

- 流出実態 -

・ 技術流出の実態について

- ・ 35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

- 技術の内容

- ・ 重要先端技術が流出したと回答した企業は37%も存在。
- ・ 流出については、**想定外であったと回答した企業が7割以上。**

- 流出ルート

- ・ モノ、ヒト、技術データを通じた流出の順に満遍なく発生。
- ・ ヒトは退職者のケースが60%、合弁・提携先、取引先企業の従業員のケースも45%存在。
- ・ モノは最終製品を通じた流出が73%と圧倒的に多い。
- ・ 技術データについては、取引先企業からの流出が47%も起こっており、自社から流出するケースも41%存在。

- 流出先

- ・ 流出先としては**中国が6割以上**。次いで韓国（3割）、日本の国内他企業（3割）。

・ 企業の競争力の源泉について

- ・ 自社の競争力の源泉について、他社の技術やノウハウ、設備、部材・製品等に依存している企業が半数以上にのぼる。

日本の産業界の競争力を維持するには、業界全体としての取組、業界を超えた取組が必要。

- 再発防止策 -

・ 再発防止策について

- ・ 再発防止策は半数以上の企業で進んでいるが、うち4割の企業は**なお技術流出の不安がある**と回答している。
- ・ また、効果的な方法が分からないという企業も2割おり、さらに**法律などの規制強化が必要**との意見を2割の企業が主張している。

- 営業秘密管理について

- ・ 適切に営業秘密を管理している企業は約8割となっており、営業秘密の管理については**ある程度浸透している**と思われる。

- 不競法における営業秘密の保護について

- ・ 不競法の改正自体については85%、更に3要件については、75%の企業が知っており広く浸透している。

- 人材、技術の管理 -

・人材の管理

- 秘密保持契約について

- ・在職中、退職時とも、一部の社員のみとの契約も含めると、約7割の企業が契約を締結。

秘密保持契約をしっかりと結んでいるのに、技術流出が起きていると言える。

- 秘密保持契約の内容

- ・秘密保持契約をしっかりと結んでいるのに、技術流出が起きている原因は半数の企業が、契約中で保持すべき秘密の内容を特定していないこと。

- 競業避止契約について

- ・秘密保持契約はしっかりと結んでいる一方、退職時の競業避止契約についても約4割の企業が締結していない。

・技術管理

- 他社との技術提携

- ・コア技術の他社への提供については、提供しない企業が18%で、提供する場合には対策を講じている企業が79%。

- ・技術流出が生じるのは、契約が守られていない、契約に不備があることが原因と考えられる。

- ノウハウの管理方法

- ・特許取得、先使用権制度、独自の秘密発明制度など、各社各様の対応。

- 流出リスク -

・技術流出のリスク

- ・ヒト、モノ、ワザ、全てにおいて、技術流出のリスクがあると感じている。
- ・買収については、日本企業においてもすでに約7%の企業がリスクを感じている。

- 特に人材流出についての危機感

- ・コア人材の引き抜きに半数の企業が脅威を感じている。
- ・国内の他企業への流出の懸念と並んで中国、韓国について、高い脅威を感じている。

・企業買収について

- 既に日本企業の1割以上の企業において、重要技術を有する他企業の買収事例が発生している。

単純集計表

課室別

調査数	鉄鋼課	非鉄金属課	ファイナセラミックス	化学課	生物化学産業課	住宅産業窯業建材課	産業機械課	国際プラント推進室	自動車課	繊維課	情報通信機器課	素材材産業室
357 100.0	15 4.2	27 7.6	3 0.8	26 7.3	8 2.2	19 5.3	79 22.1	26 7.3	75 21.0	24 6.7	28 7.8	27 7.6

業種分類

調査数	高炉	特殊鋼	アルミニウム	マグネシウム	電線	伸銅	半導体材料	LED	チタン	ファイナセラミックス	化学	バイオ関連	ガラス	炭素製品	セメント
357 100.0	5 1.4	10 2.8	7 2.0	1 0.3	8 2.2	5 1.4	2 0.6	2 0.6	2 0.6	3 0.8	26 7.3	8 2.2	2 0.6	6 1.7	9 2.5

調査数	サッシ	産業機械	建設機械	農業機械	工作機械	電機	冷凍空調機	分析機器	半導体機器	カメラ	ベアリング	ネジ	ロボット	プラント	自動車部品	完成車
2 0.6	9 2.5	2 0.6	3 0.8	10 2.8	13 3.6	- -	11 3.1	9 2.5	4 1.1	7 2.0	6 1.7	5 1.4	26 7.3	63 17.6	12 3.4	

調査数	紡績	化繊	綿織物	合繊織物	タオル	絹織物	染色	情報通信機器	金型	金属プレス	鋳造機械	鍛造	ダイカスト	粉末冶金	鋳造	バルブ
5 1.4	11 3.1	1 0.3	2 0.6	1 0.3	2 0.6	2 0.6	28 7.8	5 1.4	5 1.4	1 0.3	1 0.3	1 0.3	1 0.3	1 0.3	6 1.7	7 2.0

・技術流出の実態について

問1. 国内又は海外で技術流出が発生したことがあるか

調査数	明らかに対象が技術流出したと思われる	明らかに対象が技術流出したと思われるが、具体的な事例がないから	技術流出にあたる事例はなかった	その他
357 100.0	69 19.3	59 16.5	216 60.5	13 3.6

問2. どのような理由から技術流出があったと判断したか

調査数	流出経路を立証した	明確な事実を把握した	性的な流出が客観的に認められる	自社製品と類似の商品が流通している	上が急激な生産性の向上につながった	ライバル企業との生産性の連続	その他
128 100.0	25 19.5	59 46.1	64 50.0	5 3.9	17 13.3		

問3. 技術流出の発生頻度はどのような傾向にあるか

調査数	最近増加している	特に変化なし	最近減少している
126 100.0	40 31.7	76 60.3	10 7.9

問4. どこで技術流出が発生したか(発生したと考えられるか)

調査数	米国	欧州	中国	韓国	日本	その他の国
126 100.0	11 8.7	11 8.7	80 63.5	43 34.1	38 30.2	36 28.6

問5. 流出した技術はどのような技術か

調査数	重要技術 （先端技術）	今後の中期的な技術 （中期的影響を与える）	今後の中期的な技術 （中期的影響を与える）	重要技術 （コア技術）	1、2年以内にキヤッチアップが予想された	3年以上のキヤッチアップが予想された	すでに主要競業企業との汎用技術
123 100.0	7 5.7	39 31.7	43 35.0	34 27.6			

問6. 問5の技術流出については、想定していたか

調査数	想定していた	想定外であった	想定していた程度範囲内であった
123 100.0	51 41.5	36 29.3	36 29.3

問7. 技術流出によりどの範囲まで影響があったと想定されるか

調査数	自社の範囲で収まった	業界にも影響を与えた	川上、川下の産業にも影響を与えた
114 100.0	79 69.3	30 26.3	5 4.4

(流出ルート及び流出原因について)

問8. 発生した自社技術の流出は、どのようなパターンで発生したか

調査数	等出人（技術提携契約違反）	製造品・商品（モノ）を製造装置を通じた流出（製造装置）	通じた流出（図面・製）	技術データ（ワザ）	大学の共同研究成果の流出	その他
127 100.0	79 62.2	91 71.7	67 52.8	-	-	4 3.1

問8. (選択肢4) 大学との共同研究成果の流出

調査数	国内大学	海外大学
-	-	-

問9. 具体的には、どのようなヒトを通じて技術流出したか

調査数	日本人の現役従業員（正規社員）	日本人の現役従業員（非正規社員）	日本人の退職者	日本で雇用している外国人従業員	現地人の現役従業員（正規社員）	現地人の現役従業員（非正規社員）	現地人の退職者	合併・提携先企業からの従業員	取引先の従業員	その他
79 100.0	9 11.4	2 2.5	30 38.0	1 1.3	13 16.5	2 2.5	17 21.5	19 24.1	22 27.8	5 6.3

問10. 具体的には、どのようなモノを通じて流出したか

調査数	最終製品	原材料、素材、部品	金型、生産設備	その他
91 100.0	66 72.5	28 30.8	17 18.7	9 9.9

問11. 具体的には、どのように流出したか

調査数	自社からの設計図、製造工程書の流出	取引先からの設計図、製造工程書の流出	合併・提携先企業からの設計図、製造工程書の流出	図面・データ等の流出	技術提携先からの設計図、製造工程書の流出	取引先からの設計図、製造工程書の流出	その他
66 100.0	27 40.9	7 10.6	13 19.7	31 47.0	13 19.7	31 47.0	13 19.7

(流出発生後の対応について)

問12. 技術流出の対象者 企業にどのような対応をとったか

調査数	何もしなかった	話し合い	警告文書の送付	民事訴訟の提起	刑事告発	その他
126	60	45	36	12	3	18
100.0	47.6	35.7	28.6	9.5	2.4	14.3

問13. 技術流出に対して国内事業所における再発防止策は十分か

調査数	講じられたい	改善は必要	不安がある	改善は必要	強化が必要	改善は必要	効果が十分	その他
127	11	57	24	25	10			
100.0	8.7	44.9	18.9	19.7	7.9			

問14. 技術流出に対して海外事業所等における再発防止策は十分か

調査数	講じられたい	改善は必要	不安がある	改善は必要	強化が必要	改善は必要	効果が十分	その他
122	2	46	30	33	11			
100.0	1.6	37.7	24.6	27.0	9.0			

(買収等について)

問15. 競争力の源泉は、他社にも一部依存したものとするか

調査数	同一業種他社へ技術の一部を依存している	異業種他社へ技術の一部を依存している	自社オリジナルで単独	その他
112	23	39	47	3
100.0	20.5	34.8	42.0	2.7

問15. (選択肢1) 同業他社に一部依存している

調査数	技術やノウハウ	製造設備	部材・製品
11	9	1	1
100.0	81.8	9.1	9.1

問15. (選択肢2) 異業種他社に一部依存している

調査数	技術やノウハウ	製造設備	部材・製品
23	19	2	2
100.0	82.6	8.7	8.7

問16. 海外流出させるべきでない技術のコンセンサスはあるか

調査数	情報共有は必要	業界内では概ね同意	暗黙のうちに針は異なる	具体的な方針はない	特異なコンセンサスはない
126	4	56	66		
100.0	3.2	44.4	52.4		

問17. 海外企業による買収等で技術流出が懸念されたことがあるか

調査数	事業提携があつた	重要機微技術を買収した	重要機微技術を有する	なかつた	技術流出が懸念される	その他
122	12	4	100	6		
100.0	9.8	3.3	82.0	4.9		

問18. 買収された企業は、どのような関係にあつたか

調査数	小企業	小企業	手企業	手企業
16	2	2	6	6
100.0	12.5	12.5	37.5	37.5

(買収等について)

問19. 技術流出が懸念される買収の発生頻度はどのような傾向か

調査数	最近増加している	特に変化なし	最近減少している
16	6	10	-
100.0	37.5	62.5	-

問20. 買収等を行った企業はこの国の企業か

調査数	米国	欧州	中国	韓国	その他の国
16	3	7	2	1	3
100.0	18.8	43.8	12.5	6.3	18.8

問21. 買収防衛策について具体的にどのような対策を講じているか

調査数	の新株予約権や種類株式	株式の持ち合いの増加	非公開化	特段の防衛策は導入しない	その他
114	7	16	19	63	23
100.0	6.1	14.0	16.7	55.3	20.2

問22. 外国為替及び外国貿易法における対内直接投資規制について

調査数	対象業種に該当するかどうか	把握しているが、事前届出を要する	規制の存在を知らない
121	28	62	31
100.0	23.1	51.2	25.6

問23. 他社が買収等されることによる技術流出防止の必要性

調査数	流出を止める必要がある	競争力維持の観点から	特になし
124	64	33	50
100.0	51.6	26.6	40.3

・技術の管理について

問24. 技術流出に関して主にどのようなリスクを感じているか

調査数	等出人(技術提携を通じた逆流)	製造品・商品(製造装置)	通じた流出(製造装置)	技術データの流出(図面・製法)	取敵対的な買収による買収	その他
351	289	223	251	24	6	
100.0	82.3	63.5	71.5	6.8	1.7	

問24. (選択肢4) 敵対的な買収による買収等 具体的アプローチ

調査数	有	無
11	6	5
100.0	54.5	45.5

(営業秘密管理指針について)

問25. 営業秘密管理指針を参考として営業秘密管理をしているか

調査数	密考管	管業秘	管業秘	針容管
341	158	110	73	
100.0	46.3	32.3	21.4	

問26. 製品・技術の海外展開について何らかの基本的な方針はあるか

調査数	がな海	特段の方針はない
349	184	165
100.0	52.7	47.3

(不正競争防止法における営業秘密の保護について)

問27. 営業秘密の侵害に対して刑事罰があるのを知っているか

調査数	知っている	知らない
354	301	53
100.0	85.0	15.0

問28. 営業秘密保護には営業秘密3要件が必要なのを知っているか

調査数	知っている	知らない
349	263	86
100.0	75.4	24.6

(秘密保持・競業禁止契約について)

問29 (在職中) 秘密保持契約を締結しているか

調査数	全従業員と締結している	正規社員とのみ締結している	材(一部従業員のみ)とのみ締結している	締結していない
316	151	44	29	92
100.0	47.8	13.9	9.2	29.1

問29 (退職時) 秘密保持契約を締結しているか

調査数	全従業員と締結している	正規社員とのみ締結している	材(一部従業員のみ)とのみ締結している	締結していない
309	110	50	66	83
100.0	35.6	16.2	21.4	26.9

問30. 秘密保持に係る契約はどのような内容か

調査数	を保持すべき秘密の内容	を保持すべき秘密の内容
252	97	155
100.0	38.5	61.5

問31. 退職者に対して就業禁止契約を締結しているか

調査数	全従業員と締結している	正規社員とのみ締結している	材(一部従業員のみ)とのみ締結している	締結していない
319	37	34	49	199
100.0	11.6	10.7	15.4	62.4

問32. 就業禁止契約はどのような内容か

調査数	た種契約を具体的に限定した	種期間の地域を限定した	種期間の地域を限定しない	種契約を地域・職種・業種に限定しない
114	15	63	36	36
100.0	13.2	55.3	31.6	31.6

(技術系・技能系人材の処遇について)

問33. 技術系・技能系人材に対して特別な処遇を行っているか

調査数	特別な処遇を与えている	特別な処遇を与えていない
351	68	283
100.0	19.4	80.6

問34. 特別な処遇とはどのようなものか

調査数	トク(給与の上積等)	金銭的なインセンティブ	昇進等での処遇	職人引留策(表彰制度)	研究予算の拡充	優先的に分野の研究に割り当て	海外留学や研修会への参加	福利厚生(割当)	執務環境の拡充(個室)	雇用保障・最雇用の保障	その他	秘密保持契約の締結	競業禁止契約の締結	その他
62	25	17	32	4	2	11	1	1	5	14	10	3	2	
100.0	40.3	27.4	51.6	6.5	3.2	17.7	1.6	1.6	8.1	22.6	16.1	4.8	3.2	

問35. 技術・技能系OBの再就職先把握などの管理を行っているか

調査数	コア人材のみに対して	ほぼ全ての技術者に対して	特段行っていない
349	44	14	291
100.0	12.6	4.0	83.4

(技術系・技能系人材の処遇について)

問36. どのような再就職先等の斡旋・把握を行っているか

調査数	この再就職先等の管理している	グループ内の子会社等	系列の再就職先等	系列の再就職先等	社内派遣会社等の管理している	OB会を活用している	その他
58	40	9	15	10	9		
100.0	69.0	15.5	25.9	17.2	15.5		

問37. 重要な技術を持っている技術系コア人材を把握しているか

調査数	重要な技術を持っているコア人材	重要な技術を持っているコア人材	重要な技術を持っているコア人材
345	229	116	
100.0	66.4	33.6	

問38. コア人材の引き抜きに脅威を感じているか

調査数	常に感じている	あまり感じていない
348	177	171
100.0	50.9	49.1

問39. どの国・地域からの引き抜きの脅威を感じるか

調査数	米国	欧州	中国	韓国	日本	その他の国
174	30	19	106	88	130	16
100.0	17.2	10.9	60.9	50.6	74.7	9.2

問40. 日本人退職者の中国・韓国等への転職事例を把握しているか

調査数	名前が海外勤務で把握している	名前が海外勤務で把握している	具体的な個人情報は聞かない	具体的な個人情報は聞かない	過度にはあつたが最近	全く把握していない	その他
338	38	36	77	18	151	52	
100.0	11.2	10.7	22.8	5.3	44.7	15.4	

(他社との技術提携等について)

問41. 競争力の源泉となるコア技術の他社への提供について

調査数	他社へ提供する場合	他社へ提供する場合	他社へ提供しない	その他
321	24	230	58	9
100.0	7.5	71.7	18.1	2.8

(ノウハウの管理について)

問42. 工場のノウハウ管理についてどのような対策を講じているか

調査数	特許を取得し、権利化	権利化による保護を行う	社内管理し、秘密厳守	社内管理し、秘密厳守	その他
340	186	117	134	60	
100.0	54.7	34.4	39.4	17.6	

我が国製造業における技術流出に関する実態調査

.【技術流出の実態について】

問1 貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。(1つに)

明らかに技術流出と思われる事象があった。
明らかではないが恐らく技術流出ではないかと思われる事象があった。
技術流出にあたる事象はなかった。
その他()

と答えた企業の方は、 .【技術の管理について】へお進み下さい。

(以下問1で 、 と回答した場合)

問2 どのような理由から技術流出があったと判断されましたか。(あてはまるもの全てに)

流出経路につき事実関係を立証した。
自社製品とほぼ同一の微細部分の設計、性能特性、工場レイアウト等、流出が自明と考えるに
足る客観的事実を把握した。
自社製品と類似の商品が流通していた。
ライバル企業の不連続かつ急速な生産性の向上があった。
その他()

問3 技術流出の発生頻度はどのような傾向にありますか。(1つに)

最近増加している。
特に変化なし。
最近減少している。

問4 どこで(又はどこへ)技術流出が発生しましたか(発生したと考えられますか)。(あてはまるもの全て
に)

米国
欧州(国名:)
中国
韓国
日本
その他の国()

問5 流出した技術はどのような技術ですか。(1つに)

今後の中期的な技術戦略にも影響を与えうる重要先端技術。
今後の中期的な技術戦略にも影響を与えうる重要基盤技術。
現時点では重要技術であるが1, 2年のうちにキャッチアップが予想された技術。
すでに主要競合企業の間では、スタンダードとなっている汎用技術。

問6 問5の技術流出について、想定していましたか。(1つに)

流出は全く想定外であり、守りたい技術だった。

流出は想定外であったが、技術提携や部門売却等により正当な対価を得れば、積極的に提供してもよいと考える技術だった。

想定の範囲内であり、ある程度流出を覚悟していた技術だった。

問7 技術流出によりどの範囲まで影響があったと想定されますか。(1つに)

自社の範囲で収まった。

業界にも影響を与えた。

川上、川下の産業にも影響を与えた。

(流出ルート及び流出原因について)

問8 貴社において、発生した自社技術の流出は、どのようなパターンで発生しましたか(発生したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

人(ヒト)を通じた流出(技術提携契約違反、現役従業員/退職者による技術指導等)

製品・商品(モノ)を通じた流出(製造装置/重要部品/最終製品のリバースエンジニアリング等)

技術データ(ワザ)を通じた流出(図面・製造データの流出等)

大学との共同研究成果の流出(国内大学・海外大学)(いずれかに)

その他()

人(ヒト)について(問8で と回答した場合)

問9 具体的には、どのようなヒトを通じて技術流出しましたか(したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

日本人の現役従業員(正規社員)

日本人の現役従業員(非正規社員)

日本人の退職者

日本で雇用している外国人従業員

現地人の現役従業員(正規社員)

現地人の現役従業員(非正規社員)

現地人の退職者

合併・提携先企業の従業員

取引先の従業員

その他()

製品・商品(モノ)について(問8で と回答した場合)

問10 具体的にはどのようなモノを通じて流出しましたか(したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

最終製品

原材料、素材、部品、部材

金型、生産設備

その他()

技術データ（ワザ）について（問8で と回答した場合）

問11 具体的にはどのように流出しましたか(したと考えられますか。)(あてはまるもの全てに)

自社からの設計図、製造・ノウハウに関するハードデータの流出
合併先からの設計図、製造・ノウハウに関するハードデータの流用
技術提携先からの設計図、製造・ノウハウに関するハードデータの流出
取引先からの設計図、製造・ノウハウに関するハードデータの流出
その他()

(流出発生後の対応について)

問12 技術流出の対象者、企業にどのような対応をとりましたか。(あてはまるもの全てに)

何もしなかった
話し合い
警告文書の送付
民事訴訟の提起
刑事告発
その他()

問13 技術流出に対して国内事業所における再発防止策は十分ですか。(1つに)

改善はかなり進んでおり、効果的な防止策が講じられている。
改善はかなり進んできたが、なお技術流出の不安がある。
改善はかなり進んできたが、社内の防止策に加えて、法律などの規制強化がさらに必要。
改善は不十分であるが、効果的な方法がわからない。
その他()

問14 技術流出に対して海外事業所、現地法人における再発防止策は十分ですか。(1つに)

改善はかなり進んでおり、効果的な防止策が講じられている。
改善はかなり進んできたが、なお技術流出の不安がある。
改善はかなり進んできたが、社内の防止策に加えて、法律などの規制強化がさらに必要。
改善は不十分であるが、効果的な方法がわからない。
その他()

(買収等について)

問15 競争力の源泉は、他社(取引先、部品メーカー、設備メーカー)にも一部依存したのと考えますか。(1つに)

同業他社(他社の技術やノウハウ、設備、部材・製品等)に一部依存している。
(主たるものに ; 技術やノウハウ、製造設備、部材・製品)
異業種他社(他社の技術やノウハウ、設備、部材・製品等)に一部依存している。
(主たるものに ; 技術やノウハウ、製造設備、部材・製品)
自社オリジナルで単独のもの。
その他。()

問16 海外に流出させるべきではない技術について業界内でのコンセンサスはありますか。(1つに)

業界内の企業は、概ね同じ方針をもっており、その情報が共有されている。
具体的な方針はないが、暗黙のうちにほぼ同様の意識をもっている。
特段のコンセンサスはない。

問17 他社が海外企業に買収されたこと等により、貴社の業界全体で考えたとき技術流出が懸念される事象が発生したことはありますか。(1つに)

中長期的な技術経営戦略にも影響を与えうる重要機微技術を有する同業他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。
中長期的な技術経営戦略にも影響を与えうる重要機微技術を有する異業種他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。
技術流出が懸念されるような買収等の事案はなかった。
その他()

問18 (問17で 、 と回答した場合)買収された企業は、御社とどのような関係にありましたか。(1つに)

直接取引関係のある中小企業
直接取引関係のない中小企業
直接取引関係のある大手企業
直接取引関係のない大手企業

問19 (問17で 、 と回答した場合)技術流出が懸念される買収の発生頻度はどのような傾向にありますか。(1つに)

最近増加している。
特に変化なし。
最近減少している。

問20 (問17で 、 と回答した場合)その買収等を行った企業はどこの国の企業ですか。(1つに)

米国
欧州(国名:)
中国
韓国
その他の国()

問21 買収防衛策について、具体的にはどのような対策を講じているか。(あてはまるもの全てに)

新株予約権や種類株式の発行。
株式の持ち合いの増加
非公開化
特段の防衛策は導入していない。
その他()

問22 外国為替及び外国貿易法における対内直接投資規制について(1つに)

自社の各事業部門を対象とした海外からの直接投資が事前届出対象業種に該当するか否かについて認識している。
規制の存在は認識しているが、大まかな概要を把握しているのみである。
規制の存在を知らない。

問23 他社が事業の一部を廃止したり、海外企業に買収されたりすることなどによる、他社からの技術流出を防止する必要性がありますか。(あてはまるもの全てに)

日本全体の競争力維持の観点から、同業他社からの技術流出を止める必要がある。
日本全体の競争力維持の観点から、異業種他社からの技術流出をとめる必要がある。
特にない。

【技術の管理について】

問24 貴社の競争力の源泉の外部への流出に関して主にどのようなリスクを感じていますか？(あてはまるもの全てに)

人(ヒト)を通じた流出(技術提携契約違反、現役従業員/退職者による技術指導等)
製品・商品(モノ)を通じた流出(製造装置/重要部品/最終製品のリバースエンジニアリング等)
技術データ(ワザ)を通じた流出(図面・製造データの流出等)
敵対的な買収による貴社の買収等 (具体的なアプローチ 有・無)
その他()

(営業秘密管理指針について)

問25 貴社において、経済産業省が示した営業秘密管理指針の内容を参考として、営業秘密管理上の不正を防ぐための管理方針等(基本方針、基準、規程等)を整備し、またそれを具体化するための手続きが確立されていますか。(1つに)

営業秘密管理指針を参考として、管理方針を整備し、適切に営業秘密管理をしている。
営業秘密管理指針の内容は知らないが、管理方針を整備し、適切に営業秘密管理をしている。
営業秘密管理指針の内容は知らないし、管理方針も整備していない。

問26 貴社において、競争力の源泉の製品・技術の海外展開(自社現地法人含む)について何らかの基本的な方針はありますか。(1つに)

海外展開する技術/しない技術について方針がある。
特段の方針はない。

(不正競争防止法における営業秘密の保護について)

問27 企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等の営業秘密について、不正競争防止法により保護され、侵害行為に対して民事的措置や刑事罰があることをご存じですか。(1つに)

知っている。
知らない。

問28 企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等について、不正競争防止法により保護されるためには、次の「3つの要件」全てが必要であることをご存じですか。(1つに)

[営業秘密の3要件](秘密管理性)秘密として管理されていること
(有用性) 事業目的に有用な技術上又は営業上の情報であること
(非公知性) 公然と知られていないこと

知っている。
知らない。

(秘密保持・競業避止契約について)

問29 貴社において、秘密保持契約(誓約書の提出も含む)を締結していますか。(在職中、退職時それぞれ1つずつに)

(在職中)

- 全従業員と締結している。
- 正規社員とのみ締結している。
- 一部従業員(コア人材)とのみ締結している。
- 締結していない。

(退職時)

- 全従業員と締結している。
- 正規社員とのみ締結している。
- 一部従業員(コア人材)とのみ締結している。
- 締結していない。

問30 (秘密保持契約を締結されている方のみ)貴社において、秘密保持に係る契約はどのような内容ですか。(1つに)

- 保持すべき秘密の内容を特定している。
- 保持すべき秘密の内容を特定していない。

問31 貴社において、退職者に対して競業避止契約を締結していますか(1つに)

(退職時)

- 全従業員と締結している。
- 正規社員とのみ締結している
- 一部従業員(コア人材)とのみ締結している。
- 締結していない。

問32 (競業非止契約を締結されている方のみ)貴社において、競業避止契約はどのような内容ですか。(1つに)

- 期間、地域、職種、業種等を具体的に限定した契約
- 期間、地域、職種、業種等の一部を限定した契約
- 期間、地域、職種、業種等を限定しない包括的な契約

(技術系・技能系人材の処遇について)

問33 貴社において、技術系・技能系人材に対して特別な処遇を行っていますか。(1つに)

- 特別な処遇を与えている。
- 特別な処遇を与えていない。

問34 (前問で と回答した場合)特別な処遇とはどのようなものですか。(あてはまるもの全てに)

(優遇策)

金銭的なインセンティブ(給与の上積み、ストックオプション、秘密保持手当等)

昇進等での処遇

職人引留策(表彰制度、マイスター制度等)

研究予算の拡充

希望する分野の研究に優先的に割り当て

海外留学や研修等への優先的な割り当て

福利厚生への拡充

執務環境の拡充(個室の付与等)

雇用保障・再雇用の保障等

その他()

(義務)

秘密保持契約の締結

競業禁止契約の締結

その他()

問35 貴社において、技術系・技能系OBに関して、再就職先の把握などの管理を行っていますか。(1つに)

コア人材のみに対して行っている。

ほぼ全ての技術者に対して行っている。

特段行っていない。

問36 (前問で 、 を回答した場合)技術系OBについて、どのような再就職先等の斡旋・把握を行っていますか。(あてはまるもの全てに)

グループ内の子会社等への再就職等を斡旋することで管理している。

系列のサプライヤー等への再就職等を斡旋することで管理している。

社内に派遣会社のようなものを作り、技術系OBを登録させ、そこから再就職先を派遣・紹介することにより管理している。

OB会を活用して、再就職先を把握している。

その他()

問37 流出防止策を講じる必要のある重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を把握していますか。(1つに)

重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を特定できている。

重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を特定できていない。

問38 コア人材の引き抜きに脅威を感じていますか。(1つに)

常に感じている。

あまり感じていない。

問39 (脅威を感じている場合)どこの国・地域からの引き抜きの脅威を感じますか。(あてはまるもの全てに)

米国 欧州(国名:) 中国 韓国 日本 その他の国()
--

問40 実際に退職した日本人の技術系・技能系人材が、中国、韓国又は台湾の企業へ転職した事例は把握していますか。(あてはまるもの全てに)

名前まで把握している(海外勤務経験のある者) 名前まで把握している(海外勤務経験のない者) 具体的な個人は特定できていないが、競合企業等へ転職したという噂は聞いている。 過去にはあったが最近は無くなった。 全く把握していない その他 ()

(他社との技術提携等について)

問41 貴社の競争力の源泉となるコア技術の他社への提供について。(1つに)

他社へ提供する場合は、コア技術をブラックボックス化している。 他社へ提供する場合は、秘密保持契約を締結する。 他社へは提供しないこととしている。 その他 ()

(ノウハウの管理について)

問42 工場のレイアウト・トラブルシューティング、反応条件等のノウハウの管理について、どのような対策を講じていますか。(あてはまるもの全てに)

特許を取得し、権利化している。 権利化せず、先使用权制度による保護を行っている。 社内独自の秘密発明制度を設け、権利化しない場合にも発明者に報奨金を与える等をして、ノウハウとして管理している。 その他 ()

単純集計表（中小企業向け）

技術流出の実態について

問1. 国内又は海外で技術流出が発生したことがあるか

全体	明らかに技術流出があったと思われる事象があつた	明らかではないが恐らくあつた	明らかではないが恐らくあつた	技術流出にあたる事象はなかつた	その他
25	6	5	14	-	-
100.0	24.0	20.0	56.0	-	-

問2. どのような理由から技術流出があつたと判断したか

全体	流出経路につき事実関係立証した	明瞭な事象を把握した	性能特性等の流出が自社の製品と類似の商品	その他
11	3	6	5	-
100.0	27.3	54.5	45.5	-

問3. 技術流出の発生頻度はどのような傾向にあるか

全体	最近増加している	特に変化なし	最近減少している
11	5	5	1
100.0	45.5	45.5	9.1

問4. どこで技術流出が発生したか（発生したと考えられるか）

全体	米国	欧州	中国	日本	その他の国
10	-	-	8	4	3
100.0	-	-	80.0	40.0	30.0

問5. 流出した技術はどのような技術か

全体	重要先端技術	今後の中期的影響を与える技術	今後の中期的影響を与える技術	重要技術	1、2年以内のキャッチアップが予想された	すでに主要競争企業との汎用技術と
10	-	5	3	2	2	2
100.0	-	50.0	30.0	20.0	20.0	20.0

問6. 問5の技術流出については、想定していたか

全体	想定していた	想定外であった
10	5	5
100.0	50.0	50.0

（流出ルート及び流出原因について）

問7. 発生した自社技術の流出は、どのようなパターンで発生したか

全体	出人（技術提携契約違反等）	通商（重要部品等）	製造（モノ）	技術データ（図面・製法）	大学の共同研究成果	その他
11	6	9	7	-	-	1
100.0	54.5	81.8	63.6	-	-	9.1

問7.（選択肢4）大学との共同研究成果の流出

調査数	国内大学	海外大学
-	-	-

問8. 具体的には、どのようなヒトを通じて技術流出したか

全体	日本人の現役従業員（正規社員）	日本人の現役従業員（非正規社員）	日本人の退職者	現地人の現役従業員（正規社員）	現地人の現役従業員（非正規社員）	現地人の退職者	合併・提携先企業の従業員	取引先の従業員	その他
6	2	-	-	3	-	1	1	2	-
100.0	33.3	-	-	50.0	-	16.7	16.7	33.3	-

問9. 具体的には、どのようなモノを通じて流出したか

全 体	最終製品	部 材 素 材 部 品	金 型 、 生 産 設 備	そ の 他
9 100.0	3 33.3	3 33.3	4 44.4	1 11.1

問10. 具体的には、どのように流出したか

全 体	ハ ー ド デ ィ タ ウ の 流 出 す	自 社 の 設 計 関 連 の 製 造	合 弁 先 の 設 計 関 連 の 製 造	ハ ー ド デ ィ タ ウ の 流 出 す	技 術 携 帯 機 の 流 出 す	製 造 先 の 設 計 関 連 の 流 出 す	取 引 先 の 設 計 関 連 の 流 出 す	そ の 他
7 100.0	4 57.1	1 14.3	-	-	4 57.1	-	-	-

(流出発生後の対応について)

問11. 技術流出の対象者、企業にどのような対応をとったか

全 体	何 も し な か つ た	話 し 合 い	警 告 文 書 の 送 付	民 事 訴 訟 の 提 起	刑 事 告 発	そ の 他
11 100.0	6 54.5	4 36.4	3 27.3	1 9.1	-	-

問12. 技術流出に対して国内事業所における再発防止策は十分か

全 体	講 じ ら れ て い る	改 善 は な し	不 安 が あ る	改 善 は な し	改 善 は な し	改 善 は な し	改 善 は な し	改 善 は な し	そ の 他
11 100.0	-	-	3 27.3	-	-	6 54.5	2 18.2	-	-

問13. 技術流出に対して海外事業所等における再発防止策は十分か

全 体	講 じ ら れ て い る	改 善 は な し	不 安 が あ る	改 善 は な し	強 化 が あ る	改 善 は な し	改 善 は な し	改 善 は な し	そ の 他
10 100.0	-	-	2 20.0	1 10.0	6 60.0	1 10.0	-	-	-

問14. 海外流出させるべきでない技術のコンセンサスはあるか

全 体	情 報 が 共 有 さ れ て い る	針 葉 樹 の 意 識 を も ち て い る	業 界 内 で 概 ね 同 じ な 方 針 が あ る	暗 黙 の 合 意 が あ る	具 体 的 な 方 針 が あ る	特 定 の コ ン セ ン サ ス は あ る
11 100.0	-	-	5 45.5	6 54.5	-	-

問15. 海外企業による買収等で技術流出が懸念されたことがあるか

全 体	事 業 提 携 が あ つ た	同 業 他 企 業 の 買 収 ・ 重 要 機 能 の 移 譲 が あ つ た	重 要 機 能 の 移 譲 が あ つ た	重 要 機 能 の 移 譲 が あ つ た	な し	技 術 流 出 が 懸 念 さ れ る	そ の 他
9 100.0	-	-	-	8 88.9	1 11.1	-	-

問16. 技術流出が懸念される買収の発生頻度はどのような傾向か

全 体	最 近 増 加 し て い る	特 に 変 化 な し	最 近 減 少 し て い る
-	-	-	-

問17. 買収等を行った企業はどこの国の企業か

全 体	米 国	欧 州	中 国	韓 国	そ の 他 の 国
-	-	-	-	-	-

問18. 外国為替及び外国貿易法における対内直接投資規制について

全 体	か か ら な い	直 接 投 資 が あ る	把 握 し て い る	規 制 の 存 在 が あ る	規 制 の 存 在 を 知 ら な い
11 100.0	-	-	5 45.5	6 54.5	-

問19. 他社が買収等をされることによる技術流出防止

全 体	出 社 を 止 め る 必 要 が あ る	同 業 他 社 の 観 点 か ら	競 争 力 を 維 持 す る 必 要 が あ る	流 失 を 防 止 す る 必 要 が あ る	競 争 力 を 維 持 す る 必 要 が あ る	特 に な い
10 100.0	6 60.0	2 20.0	4 40.0	-	-	-

・技術の管理について

問20. 技術流出に関して主にどのようなリスクを感じているか

全 体	等出人 (技術提携 契約違反反 等)	通製造 品・商品 (モノ)を 製造装置 を	造通技術 データ の流出(図 面・製	収敵 対的 な買 収による 買	そ 他

問20. (選択肢4) 敵対的な買収による買収等 具体的アプローチ

全 体	有	無

(営業秘密管理指針について)

問21. 営業秘密管理指針を参考として営業秘密管理をしているか

全 体	密考管 理とし て適 切に 営業 秘	管業 業は 秘知 密ら をな 管理 し指 針を 参	管業 業は 秘知 密ら をな 管理 し指 針を 参	針容管 業は 秘知 密ら をな 管理 し指 針を 参	管業 業は 秘知 密ら をな 管理 し指 針を 参

問22. 製品・技術の海外展開について何らかの基本的な方針はあるか

全 体	がな海 あ外 る技 展 開に す る 技 術 方 針	特 段 の 方 針 は な い

(不正競争防止法における営業秘密の保護について)

問23. 営業秘密の侵害に対して刑事罰があるのを知っているか

全 体	知 っ て い る	知 ら な い

問24. 営業秘密保護には営業秘密3要件が必要なのを知っているか

全 体	知 っ て い る	知 ら な い

(秘密保持・競業禁止契約について)

問25. 秘密保持契約を締結しているか(在職時・退職時)

全 体	在職 中 の 従 業 員 と 契 約	果 が 存 続 す る 退 職 後 も 契 約	退 職 時 に 契 約 し て い る	締 結 し て い な い

問26. 秘密保持に係る契約はどのような内容か

全 体	を 保 持 す べ き 秘 密 の 内 容	を 保 持 す べ き 秘 密 の 内 容

問27. 退職者に対して就業禁止契約を締結しているか

全 体	全 従 業 員 と 契 約 し て い る	一 部 従 業 員 (コ ア 人 材) と の み 契 約 し て い る	締 結 し て い な い

問28. 秘密保持に係る契約はどのような内容か

全 体	た 種 期 間 を 具 体 的 に 限 定 し 業	契 約 の 一 部 を 限 定 し た 業	的 種 期 間 を 限 定 し な い 種 包 括 業

(技術系・技能系人材の処遇について)

問29. 技術系・技能系人材に対して特別な処遇を行っているか

全 体	特 別 な 処 遇 を 与 え て い る	な 特 別 な 処 遇 を 与 え て い る

問30. 技術・技能系OBの再就職把握などの管理を行っているか

全 体	行 コ ア 人 材 の み に 対 し て	し ほ ば 全 て の 技 術 者 に 対	特 段 行 っ て い な い

問31. どのような再就職先等の斡旋・把握を行っているか

全 体	への再就職等 管理している	グループ内の 子会社等 を斡旋す る	系列のサプ ライヤー等 を斡旋す る	系列のサプ ライヤー等 を斡旋す る	社内の派 遣会社 の管理し ていく	OB会を 活用して いる	その他
6 100.0	4 66.7	- -	- -	- -	2 33.3	- -	- -

問32. 重要な技術を持っている技術系コア人材を把握しているか

全 体	重要な技 術を持 つてい る						
25 100.0	18 72.0	7 28.0	- -	- -	- -	- -	- -

問33. コア人材の引き抜きに脅威を感じているか

全 体	常に感 じてい る	あまり 感じて いない
25 100.0	14 56.0	11 44.0

問34. どこの国・地域からの引き抜きの脅威を感じるか

全 体	米 国	欧 州	中 国	韓 国	日 本	そ の 他 の 国
14 100.0	- -	- -	9 64.3	3 21.4	9 64.3	- -

問35. 日本人退職者の中国・韓国等への転職事例を把握しているか

全 体	名前まで 把握して いる	名前まで 把握して いる	具体的な 噂は聞い ていない	具体的な 噂は聞い ていない	具体的な 噂は聞い ていない	具体的な 噂は聞い ていない	その他
23 100.0	1 4.3	1 4.3	3 13.0	4 17.4	9 39.1	6 26.1	- -

(ノウハウの管理について)

問36. 工場のノウハウ管理についてどのような対策を講じているか

全 体	特許を 取得し 、権利 化	権利化 による 保護を 行う	社内 管理し ていく	社内 管理し ていく	その他
22 100.0	7 31.8	4 18.2	4 18.2	4 18.2	9 40.9

我が国製造業における技術流出に関する実態調査(中小企業向け)

当てはまる項目番号に 印をつける形でご回答下さい。

このアンケートにおける「技術流出」とは、御社の製品の設計・製造等に関する技術・データ・ノウハウが、海外の他の事業者に対して意図せず漏れてしまい、御社の事業展開上問題を生じることを言います。

.【技術流出の実態について】

問1 貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。(1つに)

- 明らかに技術流出と思われる事象があった。
- 明らかではないが恐らく技術流出ではないかと思われる事象があった。
- 技術流出にあたる事象はなかった。
- その他()

と答えた企業の方は、 .【技術の管理について】へお進み下さい。

(以下問1で 、 と回答した場合)

問2 どのような理由から技術流出があったと判断されましたか。(あてはまるもの全てに)

- 流出経路につき事実関係を立証した。
- 自社製品とほぼ同一の微細部分の設計、性能特性、工場レイアウト等、流出が自明と考えるに足る客観的事実を把握した。
- 自社製品と類似の商品が流通していた。
- ライバル企業の不連続かつ急速な生産性の向上があった。
- その他()

問3 技術流出の発生頻度はどのような傾向にありますか。(1つに)

- 最近増加している。
- 特に変化なし。
- 最近減少している。

問4 どこで(又はどこへ)技術流出が発生しましたか(発生したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

- 米国
- 欧州(国名:)
- 中国
- 韓国
- 日本
- その他の国()

問5 流出した技術はどのような技術ですか。(1つに)

今後の中期的な技術戦略にも影響を与えうる重要先端技術。
今後の中期的な技術戦略にも影響を与えうる重要基盤技術。
現時点では重要技術であるが1, 2年のうちにキャッチアップが予想された技術。
すでに主要競合企業の間では、スタンダードとなっている汎用技術。

問6 問5の技術流出について、想定していましたか。(1つに)

流出は全く想定外であり、守りたい技術だった。
流出は想定外であったが、技術提携や部門売却等により正当な対価を得れば、積極的に提供してもよいと考える技術だった。
想定の範囲内であり、ある程度流出を覚悟していた技術だった。

(流出ルート及び流出原因について)

問7 貴社において、発生した自社技術の流出は、どのようなパターンで発生しましたか(発生したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

人(ヒト)を通じた流出(技術提携契約違反、現役従業員/退職者による技術指導等)
製品・商品(モノ)を通じた流出(製造装置/重要部品/最終製品のリバースエンジニアリング等)
技術データ(ワザ)を通じた流出(図面・製造データの流出等)
大学との共同研究成果の流出(国内大学・海外大学)(いずれかに)
その他()

人(ヒト)について(問7で と回答した場合)

問8 具体的には、どのようなヒトを通じて技術流出しましたか(したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

日本人の現役従業員(正規社員)
日本人の現役従業員(非正規社員)
日本人の退職者
現地人の現役従業員(正規社員)
現地人の現役従業員(非正規社員)
現地人の退職者
合併・提携先企業の従業員
取引先の従業員
その他()

製品・商品(モノ)について(問7で と回答した場合)

問9 具体的にはどのようなモノを通じて流出しましたか(したと考えられますか)。(あてはまるもの全てに)

最終製品
原材料、素材、部品、部材
金型、生産設備
その他()

技術データ（ワザ）について（問7で と回答した場合）

問10 具体的にはどのように流出しましたか(したと考えられますか。)(あてはまるもの全てに)

自社からの設計図、製造・ノウハウに関するデータの流出
合併先からの設計図、製造・ノウハウに関するデータの流用
技術提携先からの設計図、製造・ノウハウに関するデータの流出
取引先からの設計図、製造・ノウハウに関するデータの流出
その他()

(流出発生後の対応について)

問11 技術流出の対象者、企業にどのような対応をとりましたか。(あてはまるもの全てに)

何もしなかった
話し合い
警告文書の送付
民事訴訟の提起
刑事告発
その他()

問12 技術流出に対して国内事業所における再発防止策は十分ですか。(1つに)

改善はかなり進んでおり、効果的な防止策が講じられている。
改善はかなり進んできたが、なお技術流出の不安がある。
改善はかなり進んできたが、社内の防止策に加えて、法律などの規制強化がさらに必要。
改善は不十分であるが、効果的な方法がわからない。
その他()

問13 技術流出に対して海外事業所、現地法人における再発防止策は十分ですか。(1つに)

改善はかなり進んでおり、効果的な防止策が講じられている。
改善はかなり進んできたが、なお技術流出の不安がある。
改善はかなり進んできたが、社内の防止策に加えて、法律などの規制強化がさらに必要。
改善は不十分であるが、効果的な方法がわからない。
その他()

問14 海外に流出させるべきではない技術について業界内でのコンセンサスがありますか。(1つに)

業界内の企業は、概ね同じ方針をもっており、その情報が共有されている。
具体的な方針はないが、暗黙のうちにほぼ同様の意識をもっている。
特段のコンセンサスはない。

問15 他社が海外企業に買収されたこと等により、貴社の業界全体で考えたとき技術流出が懸念される事象が発生したことはありますか。(1つに)

中長期的な技術経営戦略にも影響を与えうる重要機微技術を有する同業他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。
中長期的な技術経営戦略にも影響を与えうる重要機微技術を有する異業種他企業・事業部門の買収、合併、事業提携があった。
技術流出が懸念されるような買収等の事案はなかった。
その他()

問16 (問15で 、 と回答した場合)技術流出が懸念される買収の発生頻度はどのような傾向にありますか。(1つに)

最近増加している。
特に変化なし。
最近減少している。

問17 (問15で 、 と回答した場合)その買収等を行った企業はどこの国の企業ですか。(1つに)

米国
欧州(国名:)
中国
韓国
その他の国()

問18 外国為替及び外国貿易法における対内直接投資規制について、ご存じですか。(1つに)

自社の各事業部門を対象とした海外からの直接投資が事前届出対象業種に該当するか否かについて認識している。
規制の存在は認識しているが、大まかな概要を把握しているのみである。
規制の存在を知らない。

問19 他社が事業の一部を廃止したり、海外企業に買収されたりすることなどによる、他社からの技術流出を防止する必要性がありますか。(あてはまるもの全てに)

日本全体の競争力維持の観点から、同業他社からの技術流出を止める必要がある。
日本全体の競争力維持の観点から、異業種他社からの技術流出をとめる必要がある。
特になし。

【技術の管理について】

問20 貴社の競争力の源泉の外部への流出に関して主にどのようなリスクを感じていますか？(あてはまるもの全てに)

人(ヒト)を通じた流出(技術提携契約違反、現役従業員/退職者による技術指導等)
製品・商品(モノ)を通じた流出(製造装置/重要部品/最終製品のリバースエンジニアリング等)
技術データ(ワザ)を通じた流出(図面・製造データの流出等)
敵対的な買収による貴社の買収等 (具体的なアプローチ 有・無)
その他()

(営業秘密管理指針について)

問21 貴社において、経済産業省が示した営業秘密管理指針の内容を参考として、営業秘密管理上の不正を防ぐための管理方針等(基本方針、基準、規程等)を整備し、またそれを具体化するための手続きが確立されていますか。(1つに)

営業秘密管理指針を参考として、管理方針を整備し、適切に営業秘密管理をしている。
営業秘密管理指針の内容は知らないが、管理方針を整備し、適切に営業秘密管理をしている。
営業秘密管理指針の内容は知らないし、管理方針も整備していない。

問22 貴社において、競争力の源泉の製品・技術の海外展開(自社現地法人含む)について何らかの基本的な方針はありますか。(1つに)

海外展開する技術/しない技術について方針がある。
特段の方針はない。

(不正競争防止法における営業秘密の保護について)

問23 企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等の営業秘密について、不正競争防止法により保護され、侵害行為に対して民事的措置や刑事罰があることをご存じですか。(1つに)

知っている。
知らない。

問24 企業が保持する顧客名簿や実験データ、生産技術等について、不正競争防止法により保護されるためには、次の「3つの要件」全てが必要であることをご存じですか。(1つに)

[営業秘密の3要件](秘密管理性)秘密として管理されていること
(有用性) 事業目的に有用な技術上又は営業上の情報であること
(非公知性) 公然と知られていないこと

知っている。
知らない。

(秘密保持・競業避止契約について)

問25 貴社において、秘密保持契約(誓約書の提出も含む)を締結していますか。(在職中、退職時それぞれ1つずつに)

在職中の従業員と契約している。
在職中の従業員と契約しており、退職後もその効果が存続する形になっている。
退職時に契約している。
締結していない。

問26 (秘密保持契約を締結されている方のみ) 貴社において、秘密保持に係る契約はどのような内容ですか。(1つに)

保持すべき秘密の内容を特定している。
保持すべき秘密の内容を特定していない。

問27 貴社において、退職者に対して競業禁止契約を締結していますか(1つに)

(退職時)
全従業員と締結している。
一部従業員(コア人材)とのみ締結している。
締結していない。

問28 (競業禁止契約を締結されている方のみ) 貴社において、競業禁止契約はどのような内容ですか。(1つに)

期間、地域、職種、業種等を具体的に限定した契約
期間、地域、職種、業種等の一部を限定した契約
期間、地域、職種、業種等を限定しない包括的な契約

(技術系・技能系人材の処遇について)

問29 貴社において、技術系・技能系人材に対して特別な処遇を行っていますか。(1つに)

(特別な処遇とは、例えば給与の上積み、ストックオプション付与、福利厚生 of 拡充等のことを言います。)

特別な処遇を与えている。
特別な処遇を与えていない。

問30 貴社において、技術系・技能系OBに関して、再就職先の把握などの管理を行っていますか。(1つに)

コア人材のみに対して行っている。
ほぼ全ての技術者に対して行っている。
特段行っていない。

問31 (前問で、 を回答した場合) 技術系OBについて、どのような再就職先等の斡旋・把握を行っていますか。(あてはまるもの全てに)

グループ内の子会社等への再就職等を斡旋することで管理している。
系列のサプライヤー等への再就職等を斡旋することで管理している。
社内に派遣会社のようなものを作り、技術系OBを登録させ、そこから再就職先を派遣・紹介することにより管理している。
OB会を活用して、再就職先を把握している。
その他()

問32 流出防止策を講じる必要のある重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を把握していますか。(1つに)

重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を特定できている。
重要な技術を持っている(知っている)技術系・技能系コア人材を特定できていない。

問33 コア人材の引き抜きに脅威を感じていますか。(1つに)

常を感じている。
あまり感じていない。

問34 (脅威を感じている場合)どこの国・地域からの引き抜きの脅威を感じますか。(あてはまるもの全てに)

米国
欧州(国名:)
中国
韓国
日本
その他の国()

問35 実際に退職した日本人の技術系・技能系人材が、中国、韓国又は台湾の企業へ転職した事例は把握していますか。(あてはまるもの全てに)

名前まで把握している(海外勤務経験のある者)
名前まで把握している(海外勤務経験のない者)
具体的な個人は特定できていないが、競合企業等へ転職したという噂は聞いている。
過去にはあったが最近は無くなった。
全く把握していない
その他 ()

(ノウハウの管理について)

問36 工場のレイアウト・トラブルシューティング、反応条件等のノウハウの管理について、どのような対策を講じていますか。(あてはまるもの全てに)

特許を取得し、権利化している。
権利化せず、先使用権制度による保護を行っている。
社内独自の秘密発明制度を設け、権利化しない場合にも発明者に報奨金を与える等をして、ノウハウとして管理している。
その他 ()